

平成 27 年第 6 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日 (水)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 4 月 1 日 (水) 午前 11 時 00 分	
	閉 会	平成 27 年 4 月 1 日 (水) 午前 12 時 08 分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・河野義文・正山幸夫・池野博文	
	欠席委員	なし	
職務により会議に出席した者	次長	國本育宏	
	生涯学習課長	佐々木昭三	
	学校教育課長	片山豊和	
	主幹	沖本直樹	
	主幹	萩原英子	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 2 号	安芸太田町教育委員会公告式規則の一部改正について	原案可決
	議案第 3 号	安芸太田町教育委員会会議規則の一部改正について	原案可決
	議案第 4 号	安芸太田町教育委員会会議傍聴規則の一部改正について	原案可決
	議案第 5 号	安芸太田町教育委員会事務局組織規則の一部改正について	原案可決
	議案第 6 号	安芸太田町教育町に対する事務委任規則の一部改正について	原案可決
	議案第 7 号	安芸太田町教育委員会公印規則の一部改正について	原案可決
	議案第 8 号	安芸太田町奨学金貸付基金運営審議会規則の一部改正について	原案可決
	議案第 9 号	安芸太田町学校給食共同調理場長に対する事務委任規則の一部改正について	原案可決
	議案第 10 号	安芸太田町教育委員会懲戒処分等審査委員会設置要綱の一部改正について	原案可決
	議案第 11 号	指導方法の改善に係る安芸太田町費負担教職員の採用に関する規則の制定について	原案可決
報告協議事項	1、 その他		

## 【 議 事 録 】

日程第1 開会  
教育長)

平成27年第6回安芸太田町教育委員会を開催いたします。

(午前11時00分開会)

先ほどの辞令交付式にご参列いただきありがとうございました。本日付で新教育委員会制度にのっとりた教育長として町長から任命の辞令をいただきました。

前大江委員の後任として池野委員と一緒に辞令を受けられましたので、ご紹介させていただきます。

池野委員)

よろしく申し上げます。

教育長)

ご案内のとおり新委員会制度の教育長となりますと委員長職というのが廃止されましたので今回の会議からは教育長が会の総括をさせていただくということで私の方で進行させていただきます。

基本的には教育長としての事務委任事項等はほとんど変わっておりませんので、これまでどおりでございますが、新たな委員会の役割としましては町長が召集・開催いたします総合教育会議がございます。これは町長と我々5名の会議ですが、こういう会議をもって町長が思います教育の大きな方向性について一緒に協議をさせていただきます。また、あってはなりません重大な事案が発生した場合に町長と一緒に対応を考えるということになります。

今回の改正の中で教育委員会議の透明性あるいは公開性ということがよりいっそう求められます。会議の公開として、傍聴と会議録の公開が求められてきております。これについては本会議はやってきておりますので、これまでどおりやっていけばよいと思います。

もう一つは、私が委員長権限も持ちますので、俗に権限が強化されたと言われますが、事務局を含めて一緒にやってまいります仕事について、4名の委員から教育委員会事務局、教育長がやっていることについてチェックをしていただくということで教育委員会の取組の報告をさせていただきます、それについてチェック・評価をしていただきご指導いただくということになっております。教育長として暴走しないようにやってまいりますのでご指導ご鞭撻よろしく申し上げます。

以上で報告に代えさせていただきますして議案のほうに入らせていただきます。今日は議案第2号から第11号まででございます。これについて事務局から一括して説明していただき、その後質疑応答させていただければと思います。事務局申し上げます。

教育次長)

(議案第2号から第8号まで議案名を読み上げる。)

議案第2号から8号までは規則の改正でございます。議案第9号、10号は訓令の改正でございます。

(議案第9号及び第10号の議案名を読み上げる。)

以上の議案の改正の理由を申し上げます。教育行政の責任の明確化と自治体首長の権限強化

を柱として昨年6月に成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日施行）の改正を受けまして安芸太田町の関係規則及び訓令の一部改正を行うものです。

改正の趣旨でございますが、従来の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることによる規則及び訓令中、委員長を教育長への置き換え並びにそれに伴う内容の修正を行うものです。よろしく申し上げます。

教育長)

関連議案ということで議案第10号まで一括して説明をしていただきました。簡潔な説明でしたので、新たな教育委員会制度を含めてご質問いただければと思いますがいかがでしょうか。

河野委員)

情報把握をされて県内の他市町の新制度への移行状況はどのようになっていますか。

教育長)

私が今直接聞いているところでは安芸郡の府中町、海田町、坂町、熊野町、お隣の北広島町、安芸太田町です。神石高原町はまだ確認していません。世羅町、大崎上島町は首長選挙の関係で見送っておられるようです。市を入れれば23市町のうち10程度、もう3～5市が始められているように聞いております。これは西日本が多いと聞いています。

河野委員)

町長が召集する総合教育会議は今の予定とすれば、定期的開催されるものですか。年に何回とか決まっていますか。

教育長)

何のために持つかということですが、一つは首長が掲げる大綱を策定するということがありましてこれを教育委員と一緒に協議することになっています。新制度になって、まだ町長から大綱が示されておりませんので、速やかに策定するということになりますとまずは新年度早いうちに町長から招集がかけられるものと思います。それからいったん大綱が示されますと新たな首長になったときには新たな大綱が示されることにはなりますが、大綱そのものは任期の間は継続されるものですので、順調に普通に行けば4～5年に一回大綱が示されることになります。

もう一つは、首長との情報交換の場ということがありますので、町長と事前に話をしているのは予算を立てていただき、事務局の方でそれを執行していくと次に決算という段階になりますが、決算の段階で教育委員会として取組を町長と情報交換させていただく。そして予算を立てるにあたっての教育委員会の思いを町長に伝えさせていただく。通常年であれば最低、予算時期と決算時期にもつことが普通ではないかと言われています。

そもそも総合教育委員会会議は、重大事案が発生したときに教育委員会で判断して最後の訴訟となったときに首長が責任をとるということはおかしいのではないかとということが出てきた案ですから重大事案が発生したときに教育委員会だけではなく町長と一緒にして協議をするということが総合教育会議の大きな趣旨ですから重大事案が発生すれば回数は増えると思います。最低は年2回程度だと思っております。今年に限り多くなると思われます。

河野委員)

これは町の方からの召集ということですが、メンバーはどのようになっていますか。

教育次長)

教育委員会事務局からは私と両課長が出させていただきます。

教育長)

会議そのもののメンバーは町長と教育長、教育委員の6名です。事務局は総務課が本来なのですが教育委員会に委任すると言われましたので教育委員会のほうでお膳立てをさせていただきます。会議は6名で行い、必要に応じて参考人を召集することができるかとされています。あとは事務局スタッフが待機するということになります。

河野委員)

町民に対しては、この制度が変わったことをどのように周知するのでしょうか。

教育次長)

議会には報告をさせてもらっているのですが、今後ホームページや広報で情報提供をさせていただきたいと思っています。

河野委員)

関心のある人はこれから教育長と委員長はどうなるのかと聞く人もいますので、そういう周知する機会があれば理解をしてもらえる方向でお願いします。

教育長)

総合教育会議も公開性になっています。おそらく最初の会は強い関心を持って来られる人もおられると思います。

河野委員)

職務代理についてはどのようになっていますか。

教育長)

教育長が指名させていただくということで、引き続き委員の中から選ばなければならないので清胤委員に旧制度に引き続き新制度でもお願いしたいと考えています。ただ私が常勤の教育長で、職務代理者は非常勤で常勤の教育長の代理を務めるという点では正直どなたがなられても難しいと思います。実際に教育長が欠けたときとなっておりますので、さらに事務局に職務代理の事務を委任するという事は可能だとなっておりますので、実際にはそういうことも必要になってくるかもわかりません。責任者としては非常勤の委員から選ばせていただくということになります。

河野委員)

今までの委員長の職務代理であればできるのかもしれないが、教育長ということになれば代理についてきちんとできるのだろうかという気持ちがありますので、はっきりさせておいたほうがよいと思います。

教育長)

手続き上は委員から選ぶことになっていますので、委員から職務代理を選んでも実務的なことについてはさらに事務局へ委任していただくことは可能になっています。

河野委員)

あつてはならない大きな問題が起こったときに、職務代理が責任を負うようなことにはならないと思うのですが、受けていただくからにはそのあたりのことも理解しておいていただく必要があるのではないかと思います。制度といってもどこまでが職務なのでしょう。

教育長)

実際には職務といえれば全部なのですが。

河野委員)

また次回に説明をいただければと思います。

教育長)

委員長のところを教育長に読み替えるというところが多くありますが、他にはよろしいでしょうか。

それでは議案第2号から第10号まで一括して採決をしたいと思います。ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

(議案第2号から第10号までの議案名を読み上げる。)

以上の議案については、可決されました。

続いて議案第11号指導方法の改善に係る安芸太田町費負担教職員の採用に関する規則の制定について事務局をお願いします。

沖本主幹)

議案第11号指導方法の改善に係る安芸太田町費負担教職員の採用に関する規則の制定について、まず趣旨のところを説明させていただきます。

この規則は小学校においてアクティブラーニング等これからの時代に必要とされる資質・能力の育成する指導方法の工夫改善のために採用する教職員の採用、勤務日数等に関し、必要な事項を定めることを目的とするものです。

指導方法の工夫改善にかかわりまして本年度戸河内小学校に町費で教職員を雇用したいと考えております。昨年度は県の市町挑戦支援加配として戸河内小学校に加配をしていただきましたが、今年度は戸河内中学校へ加配を変えさせていただくことに伴い、町費を持ちまして一人教諭を雇用したいと考えております。

(町費負担教職員について身分、報酬、雇用期間、勤務日数及び時間、通勤手当等を説明)

教育長)

何か質問がございますか。

河野委員)

これまでもこういう採用の仕方というのはありますか。

沖本主幹)

安芸太田町としては今回が初めてでございます。旧加計町や旧戸河内町では町費の職員を採用したことがあります。他市町で多いのは、少人数指導を目的に市町費で負担する教職員を雇用する例がございます。これは1つの学級を2つに分けて指導するためのものです。近隣では、大竹市で雇用しておられます。

戸河内小学校では、昨年に引き続き協調学習を進めていくということと、この採用によって戸河内小学校では3年生・4年生が複式学級になるところを一人採用することにより単式で進めることができると考えています。

河野委員)

一つの理由だけでなく、総合的に考えてということですか。

沖本主幹)

研究推進のことだけではなく、戸河内小学校の学校規模を考えて戸河内小学校へと考えています。

池野委員)

筒賀村でも村費講師ということがありました。

教育長)

規模が小さい場合に、県の加配も同じ学校に出しにくいという状況もあります。研究指定校であったり、きわめて限りなく単式に近い人数で複式学級としなければならなかったりする状況に対しては、町費での支援も必要かと思えます。なかなか金額的には十分といえないのですが、県費との違いがありますので。

清胤委員)

教員調整額というのはどういうことですか。いわゆるボーナスとは違うのですか。

沖本主幹)

教員については、時間外勤務に対して残業手当がつかない代わりに特別に一律に手当がついています。この他にも教員として県費で採用になれば支給される手当があるのですが、今回は期末勤勉手当もない状況ですので、次の日の準備等での勤務時間終了後の勤務について時間外勤務手当を支給し県費の臨時的任用教員とあまり差のないようにと考えています。

河野委員)

今年、加計中学校へ高知県からの派遣されている教員は定数上どのようになっていますか。

沖本主幹)

広島県の定数とはまったくの定数外となっています。高知県教委と広島県教委が協定を結びまして協調学習に関する研修のために高知県が派遣するということになっています。教職員定数とはまったく別の1名となります。

河野委員)

どういう勤務になっているのですか。

沖本主幹)

研修のために派遣ということですが、服務については広島県の規定に従うようになっており、加計中学校の校長の指示に従うこととなっています。高知県教委で負担しますのは、給与、赴任旅費や協調学習に係る出張旅費は高知県が負担ということになっていますが、こちらで校務に関する出張は広島県教委が負担することになっています。

教育長)

高知県が3年計画で協調学習の手法を導入していくための第1年目の取組として6名の中学・高等学校の教員を全国へ派遣して研修をさせるということで、東京大学を通じて、ぜひとも加計中学校で研修をさせたいという依頼がありまして、1年間お預かりするという事です。協調学習について高知県へ持ち帰ってノウハウをレクチャーできるまでに仕上げたいという思いを持っておられます。

沖本主幹)

当該教諭は英語の教員でございます。これまでの教職経験もあります。授業についても担当してもらっています。ただ子供たちの教育をするためにこちらへ派遣されているのではないので本来の目的ではないのですが、学校の他の業務も勉強させて欲しいということがあり、部活指導についても平日はOKということ。しかし土・日の勤務までは高知県でも手当を考えていないので勤務を命ずることはできないということでした。

加計中学校へ新規採用で英語の教諭が赴任しています。初任者研修で何日も研修へ出なければならないのでその後補充の授業に入ってもらいたいことを考えています。担任を持ったり、1年生の英語をすべて担当したりということはありませんが、そのような形で子供たちの指導に当たってもらおうと考えています。

教育長)

他にいかがでしょうか。では議案第11号についてお諮りします。議案第11号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。議案第11号指導方法の改善に係る安芸太田町費負担教職員の採用に関する規則の制定については可決されました。

日程第4の報告協議をお願いします。

教育次長)

3月30日付殿賀小学校統合対策委員会委員長栗栖吉三郎氏から安芸太田町学校適正配置基本方針をうけての殿賀小学校統合についての報告ということで持参されました。

殿賀の振興会、保護者、域内各団体等で構成された32名からなる殿賀小学校設置され、議論を重ねられて、苦渋の決断をされましたので報告しますというものです。統合方針の最終決定内容ということで、平成27年度末で閉校し、平成28年度から(仮称)安芸太田東小学校へ統合とする。

(以下決定理由を読み上げる。)

統合に向けての要望として1 準備印会への参加、2 統合に向けた児童の事前教育環境の配慮、3 閉校記念誌発刊への支援、4 通学支援の配慮、5 統合後の校舎等後利用対策への方向性・連携、5 小学校プールにおける対応への処遇対策が挙げられています。以上報告します。

教育長)

今説明がありましたように30日に委員長栗栖吉三郎氏、PTA会長、事務局5名の方が来られて、同様の主旨についてお話がありました。その中で直近の教育委員会に報告し、意見を交換させていただきましてと回答しております。殿賀の方も町の示している基本方針についてご承知の上でこれを出して来ておられます。全員とは言われませんでしたが多量の保護者の方が加計小学校を望んでおられるということでした。ぜひとも教育委員会の中で協議をしていただきたいということでした。教育委員会だけで決められるものではないですけれども、特に統合準備委員会は加計小への統合ということで、修道・津浪地区と加計地区の統合準備委員会

にぜひ殿賀も加わらせていただきたいということでした。

河野委員)

休憩を取っていただけますか。

教育長)

いったん休憩といたします。

教育長)

再開いたします。

休憩中にも意見をいただきましたが、これまでの意見をまとめますと、一部修正を含めた現在の基本方針を堅持して引き続き理解を求めていく努力が必要であるということ、基本方針を現時点で変更することは全町的な課題が大きく発生するだろうという懸念があり、当初の基本方針を進めていくための努力をすべきであるということ、筒賀地区においても加計地区のような統合の準備について早急に計画を立てて、その準備が進められるように取組を進めていくこと、殿賀小については現基本方針のように進めさせていただくことの理解を求めていくこと、このように私は受け止めさせていただいたのですがよろしいでしょうか。

このことは教育委員会では現時点でこのように判断をさせていただいておりますが、あわせてその趣旨を検討委員会にも伝えて、検討委員会でも議論していただくということで、検討委員会の意見を待って、教育委員会でも次の策を考えるようにしていきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

その他にありますでしょうか。ないようですので事務局お願いします。

沖本主幹)

次回の会議日程の確認をお願いします。

( 日程を確認する。 )

教育長)

では、次回は4月22日 午前9時30分開会を予定します。

本日の平成27年第6回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午前12時08分 閉会)